

## 第 80 号議案

### 足立区子ども元気基金条例

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

### 足立区子ども元気基金条例

(設置)

第 1 条 子どもの学び、体験及び交流の機会を創出し、子どもの健やかな成長を支援するため、足立区子ども元気基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 区長は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要がある

と認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

(審査会)

第7条 前条に規定する処分を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区子ども元気基金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の所掌事項)

第8条 審査会は、基金の処分及び処分に付随する事項に関し、区長の諮問に応じて調査審議する。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、一般会計に繰り入れるものとする。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区子ども元気基金審査会	日額 7,000円
---------------	-----------

(提案理由)

足立区子ども元気基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。